

2017年4月26日

会社法制（企業統治等関係）部会 資料1に対する意見（案）

以下の通り、意見を申し上げます。

第1 株主総会に関する手続の合理化

1 株主総会資料の電子提供制度の新設

- 株主総会における株主総会資料の提供方法について、電子化されることには基本的に賛成。
- 株主総会に関する手続の合理化は、広く中小企業にとっても有益となるため、電子提供制度の新設について、上場企業に限ることなく、全ての企業が選択できるようにしていただきたい。
- その際、企業にとって魅力ある制度、企業から選択される制度となるように議論を深めていただきたい。

2 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

- 無責任、不誠実な株主提案による企業側の手間やコスト増を防ぐためにも、株主提案権の濫用的な行使の制限について賛成。
- 多数の株主提案が行使されることで、本来、株主総会に期待される株主との建設的な対話という機能が十分に果たせないおそれがある。
- また、不適切な内容の提案の制限に関する規定を設けることで、不適切な内容の提案に対する一定の抑止力を期待できる（具体的な判断基準を示す措置は必要）。
- 資料1に記載のない、株主提案権の行使要件（300個以上の議決権）の引上げ、また株主提案権の行使期限の前倒しについても、合わせて検討していただきたい。

第2 役員に適切なインセンティブを付与するための取組の整備

1 取締役の報酬等に関する規律の見直し

- 一部上場ではない新興市場や二部上場といった中小・中堅企業にとっても、報酬制度の柔軟性・機動性を確保するために、慎重に検討していただきたい。

2 会社補償に関する規律の整備

○特に意見なし

3 会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規律の整備

○D&O保険契約は会社補償契約と異なり、契約締結を保険会社と企業に任せた民・民の取引と考える。

○新たな保険商品が次々開発されており、法定化により実態に追いつかなくなるおそれがある。

○既に経産省による指針もあり、実務上不都合は無いと考える。

○広範な内容について保険内容を開示することは、各社のノウハウを公開することとなり、加えて、興味本位の株主に対して情報を開示することになり、株主総会等の混乱や訴訟を起こされるおそれがあるため、慎重に検討していただきたい。

第3 社債の管理の在り方の見直し

○特に意見なし

第4 社外取締役を置くことの義務付け等

1 社外取締役を置くことの義務付け等

○一部上場ではない新興市場や二部上場といった中小・中堅企業にとっても、会社法改正から間もなく、またコーポレート・ガバナンス・コードへの適用による説明責任に対応していることから、一律の義務付けについては必要がないと考える。

2 社外取締役の要件である業務執行性の見直し

○特に意見なし

3 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規律の見直し

＜監査役設置会社におけるモニタリングモデルの採否＞

○一見、企業にとって選択肢が増えることは良いことであるように感じる一方、マネジメントモデルを採用することを排除するような一方的な議論には賛成できない。

○監査役設置会社においてもモニタリングモデルを採用できるとした場合、平成26年改正で設けた監査等委員会設置会社とのすみわけをどのように考える

か、そもそもどの程度、企業ニーズがあるのか精査が必要と思われる。

＜重要な財産の処分及び譲受け又は多額の借財の該当性に関する軽微基準＞

○業種や業界、企業の形態などによって、「重要な財産」や「多額の借財」に該当するかどうかは様々であり、一律的な基準を設定することは難しい。

○企業の実務においては、現行でも柔軟にワークしており、量的な軽微基準を設けることで、セーフハーバーとしての意義が低くなり、特に中小・中堅企業ではガバナンスが形骸化することも考えられるため、慎重に議論していただきたい。

第5 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に関する規律の整備

○特に意見なし

その他（法務省資料以外に検討すべき論点）

○議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使制限

議決権行使書面の閲覧謄写請求権における目的外使用や、不適切使用を防ぐために、株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶事由定める会社法 125 条第 3 項と同様、一定の制限を設けることを検討していただきたい。

○利益供与の禁止規定の見直し

現行規定が、企業の不適切な行動に対し歯止めとして機能していることは間違いないが、企業側にはリーガルリスクがあり、過剰な萎縮効果を生んでいるとの指摘もある。立法での措置は難しいかもしれないが、現在の「株主の権利の行使に関し」という規定は範囲が非常に広いため、一定の基準や解釈、どのような場合には利益供与に当たらないと考えられるのか等について、議論を深めていただきたい。